

令和7年第1回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和7年3月3日

報 告

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償）

議 案

議案第27号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償）

瑞穂市図書館分館内における来館者用椅子の劣化が原因による事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和6年11月7日午前10時30分頃、瑞穂市図書館分館内において、相手方が来館者用の椅子に座った際、劣化が原因で座面が脚部から外れ、後方に転倒し、頭部、背中等を打撲した事故について、市の過失割合を10割として損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

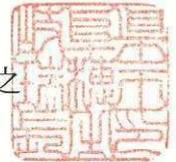
専決第2号

専 決 処 分 書

令和6年11月7日瑞穂市図書館分館内における来館者用椅子の劣化が原因による事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年2月19日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市本田
草間 善樹（親権者）

2 事故の概要

令和6年11月7日午前10時30分頃、瑞穂市図書館分館内において、相手方の子が来館者用の椅子に座った際、劣化が原因で座面が脚部から外れ、後方に転倒し頭部、背中等を打撲したもの。

3 和解の内容

相手方の通院費用7,700円全額を支払うものとする。

議案第 27 号

瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり
提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令
(令和 7 年政令第 37 号) の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞穂市消防団員等公務災害補償条例（平成15年瑞穂市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた瑞穂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

瑞穂市消防団員等公務災害補償条例（平成15年瑞穂市条例第124号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号</p>

_____に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,440
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,670

<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>	<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>
---	---

瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）及び第11条第3項の扶養手当支給額が改定された。これを受け市条例の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 補償基礎額の改定

①第5条別表関係

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,440)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,670)

※（ ）内は、現条例金額を表す。

②第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円に、最高額を14,500円に引き上げる。

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（第5条第2項第3号関係）

(単位：円)

条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和6年度	加算額 (日額)	217	333	217			
令和7年度	加算額 (日額)	100	383	217			